

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	旧被扶養者に係る保険料の減免	
根拠条例等・条項	堺市国民健康保険条例第21条第1項第2号	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	<p>市長は、必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。</p> <p>減免を受けようとする者は、納期限までに市長に申請しなければならない。</p> <p>・対象者</p> <p>第2号：次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者</p> <p>ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者</p> <p>イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療の確保に関する法律の被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者</p> <p>(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)の被保険者。ただし、同法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を除く。</p> <p>(イ) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の被保険者</p> <p>(ウ) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員</p> <p>(エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)に基づく私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の承認を受けて同項に規定する日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。</p> <p>(堺市国民健康保険条例施行規則第14条の2)</p> <p>・上記に該当する者については、旧被扶養者であることを証明することができる書類の提出をもって申請があったものとみなす。□</p> <p>(堺市国民健康保険条例施行規則第16条第2項)</p>	
標準処理期間	標準処理期間	30日
	標準処理期間を設定できない理由	